

那覇市公報

第1530号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
..... 319
- 那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課） 321
- 那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）
..... 334

◇告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 335
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 337
- 都市景観資源の指定について（都市計画課） 339
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 339
- 平成22年度那覇市一般会計補正予算（第2号）（財政課） 341

◇公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課） 342
- 都市公園の設置及び供用開始について（公園管理室） 342
- 全国市有物件災害共済会の事業経営状況について（管財課） 344

◇上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
（上下水道局総務課） 345
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局総務課） 345
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
（上下水道局総務課） 346

○那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局総務課）	346
--------------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	347
○期日前投票所について	348
○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について	348
○投票所について	349
○指定在外選挙投票区の投票所について	351
○投票管理者又はその職務代理者の氏名等について	352
○開票の場所及び日時について	354
○開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	354
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について	355
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について	355
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	356

条 例

那覇市条例第18号

平成22年 6 月30日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 9 市長及び副市長(平成22年4月に新たに副市長となった者を除く。)の給料月額は、第3条及び付則第7項の規定にかかわらず、平成22年7月1日から同年7月31日までの間、同項に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じた額とする。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

.....

那覇市条例第19号

平成22年 6 月30日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第27項及び第28項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) [略] (2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項、<u>第5項又は第24項</u>の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) [略] (2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項<u>又は第19項</u>の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項<u>の申告書</u>、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号

に係る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

- (3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第27項及び第28項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) [略]

(均等割の税率)

第31条 [略]

2 [略]

- 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

号に係る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

- (3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) [略]

(均等割の税率)

第31条 [略]

2 [略]

- 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規

則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項

中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1

項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 当該公的年金等支払者の名称

（2） 扶養親族の氏名

（3） その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規

定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第28項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第27項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所若しくは

317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所若しくは

事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第29項及び令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 法第321条の8第27項の申告書（同条第26項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税額に当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第28項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第27項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第28項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申

事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提

告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5～6 [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の納期限(同条第28項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項、第4項又は第5項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下本項において同じ。))若しくは連結完全支配関係が

出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5～6 [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつ

あった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,298円とする。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の

た連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の11で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円とする。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の

規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 〔略〕

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（製造たばこの返還があつた場合における控除等）

第99条 〔略〕

（納期限の延長の申請）

第100条 法第474条第1項の規定による納期限の延長の申請をしようとする卸売販売業者等は、納期限の延長についての申請書に納期限の延長を必要とする理由を証するに足る書類を添付して、

規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 〔略〕

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付しなければならない。

（製造たばこの返還があつた場合における控除等）

第99条 〔略〕

（納期限の延長の申請）

第100条 法第474条第1項の規定による納期限の延長の申請をしようとする卸売販売業者等は、納期限の延長についての申請書に納期限の延長を必要とする理由を証するに足る書類を添付して、

これを市長に提出するとともに、第98条第1項の規定による申告書によつて納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 [略]

付 則

（たばこ税の税率の特例）

第12条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

2 [略]

第14条の4 削除

これを市長に提出するとともに、第98条第1項の規定による申告書によつて納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

2 [略]

付 則

（たばこ税の税率の特例）

第12条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。

2 [略]

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第14条の4 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係

る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- | |
|--------------------------------------|
| 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 |
| 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 |

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の3の次に2条を加える改正規定及び第54条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日

(2) 付則第14条の4の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後的那覇市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

4 新条例付則第14条の4の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第19条、第31条、第48条及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき1,320円
- (2) 新条例付則第12条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「那覇市税条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)付則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例付則第3条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例付則第3条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例付則第3条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例付則第3条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
-

那覇市条例第20号

平成22年 6 月30日

公 布 済

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政務調査費の額) 第3条 交付会派に対する政務調査費の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額<u>7万円</u>を乗じて得た額とする。 2 交付議員に対する政務調査費の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額<u>7万円</u>とする。	(政務調査費の額) 第3条 交付会派に対する政務調査費の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額<u>9万円</u>を乗じて得た額とする。 2 交付議員に対する政務調査費の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額<u>9万円</u>とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 改正前の那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき交付された政務調査費は、改正後の那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づく政務調査費の内払とみなす。

告 示

那覇市告示第 7 5 号

平成 2 2 年 6 月 2 1 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 6 月 16 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801（207）
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 6 月 16 日
提供する個人情報の 内 容	○住所：沖縄県那覇市 [REDACTED] ○氏名： [REDACTED] ○年齢： [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、連絡先 3 使用料金支払方法（金融機関、口座名など） 4 平成21年1月1日から現在までの使用量
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 西盛 能央
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 7 6 号
平成 2 2 年 6 月 2 4 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



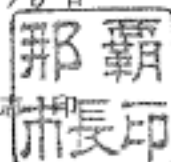
第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 6月18日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	市民文化部 市民課 国民年金グループ 電話 861-6901
業 務 の 名 称	国民年金未納対策にかかる被保険者及び配偶者、世帯主の所得情報及び扶養情報の提供
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年 6月18日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	提供する情報 本人のデータ: 9,183件 配偶者のデータ: 2,042件 世帯主のデータ: 3,468件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	根拠条文 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号による (国民年金法第108条、国民年金法第109条の4第1項第30号)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	日本年金機構 那覇年金事務所
所 管 部 課	外部提供所管課 市民文化部 市民課 国民年金グループ 内線 2597 目的外利用所管課 財務部 市民税課 内線 2241

那覇市告示第 8 0 号平成 2 2 年 7 月 1 日
掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第 2 6 条第 1 項の規程に基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

NO	名 称	所在地	所有者
4 8	首里金城町のフクギ屋敷林	首里金城町 2 丁目 3 5	新垣 廣
4 9	字二中前のビルマネムノキ	字二中前 1 1 5	株式会社 エヌ・テック・ システムズ
5 0	那覇高校正門のガジュマル	松尾 1 丁目 1	沖縄県 教育委員会
5 1	金城ダム	繁多川 4 丁目 5 5 3 番地－ 2	沖縄県
5 2	興南学園のガジュマル	古島 1 丁目 7－ 1、 7－ 2	学校法人 興南学園

※番号については、前回からの連番となっています。（前回までに 4 7 件を指定）

那覇市告示第 8 1 号平成 2 2 年 7 月 2 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 6 月29日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里 千里
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 6 月29日
提供する個人情報 の 内 容	○住所：沖縄県那覇市 [REDACTED] ○氏名： [REDACTED] 若しくは [REDACTED] 又は [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払い方法（支払い方法、使用金融機関、口座番号、口座名義人） 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県豊見城警察署 司法警察員 警視 池村 松雄
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 8 3 号

平成 2 2 年 7 月 1 5 日

平成 2 2 年（2 0 1 0 年）6 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 2 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度那覇市の一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 4, 2 5 2, 7 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		3,710,006	7,200	3,717,206
	2 基金繰入金	3,695,419	7,200	3,702,619
歳 入	合 計	124,245,524	7,200	124,252,724

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		690,931	7,200	698,131
	1 議会費	690,931	7,200	698,131
歳 出	合 計	124,245,524	7,200	124,252,724

公 告

那覇市公告第 7 0 号

平成 2 2 年 6 月 2 4 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

※ ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 8 9 号

平成 2 2 年 7 月 1 5 日

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理室において一般の縦覧に供する。

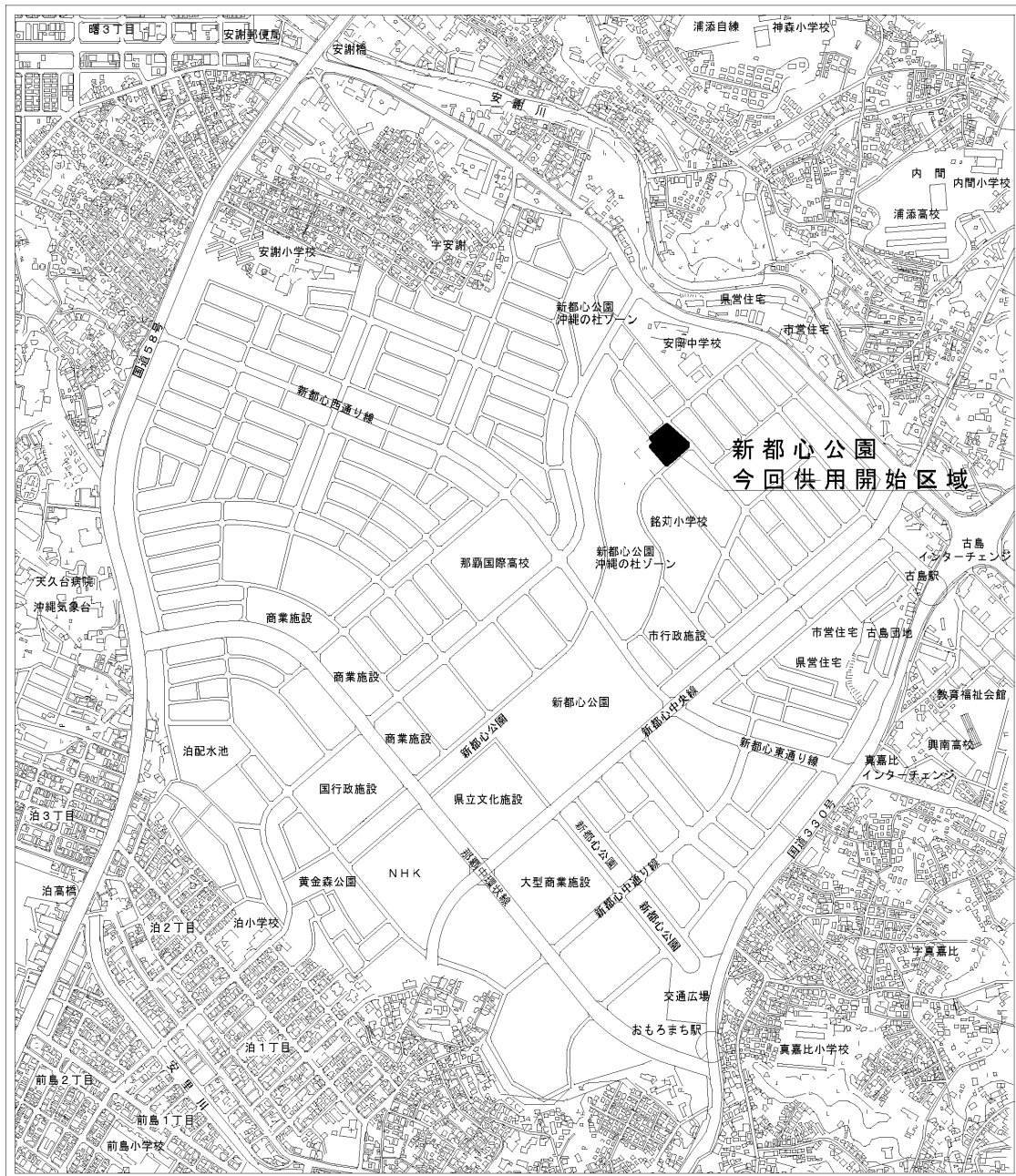
那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	新都心公園
公園の位置	那覇市銘苅 2 丁目 1 0 番
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 2 2 年 7 月 5 日

位 置 図

S = 1 / 10,000



今回供用開始区域

那覇市公告第 9 0 号

平成 2 2 年 7 月 1 5 日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法第 2 6 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成 2 1 年度事業経営状況を、下記のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

平成 2 1 年度事業経営状況

1	平成 2 1 年度末現在会員市数	676 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	658 市
	共済責任額	61,723,975,837,000 円
	分担金収入	6,073,884,964 円
	支払共済金	4,076,327,228 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	653 市
	分担金収入	3,166,270,907 円
	支払共済金	1,807,121,565 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	9,251,303,156 円
	受取利息等	603,112,665 円
	会館収益金	3,355,555,227 円
	その他	1,180,000,000 円
	計	14,389,971,048 円
	減少	
	災害共済金等	6,274,345,542 円
	会館運営費	2,834,666,424 円
	管理費	1,322,271,079 円
	減価償却費及び繰入額等	1,484,143,406 円
	計	11,915,426,451 円
	当期一般正味財産増加額	2,474,544,597 円
5	平成 2 1 年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	63,332,025,892 円
	平成 2 1 年度積立額	2,474,544,597 円
	平成 2 1 年度末現在共済基金 （一般正味財産）	65,806,570,489 円

上下水道局告示**那覇市上下水道局告示第 8 号**

平成 2 2 年 6 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那 覇 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
3 7 8	下地設備	南風原町字兼城 3 0 6 番地 1 5	下地 重信

那覇市上下水道局告示第 9 号

平成 2 2 年 6 月 2 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項および第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那 覇 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 2 6 0 号
指定工事店名	有限会社 山水設備工業
営業所所在地	南風原町字山川 4 4 6 番地
代表者名	下地 重信
指定の有効期間	平成 2 2 年 4 月 1 日 平成 2 7 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 2 年 6 月 1 8 日
異動事由	代表者の変更

指定（登録）番号	第 4 1 0 号
指定工事店名	下地設備
営業所所在地	南風原町字兼城 3 0 6 番地の 1 5
代表者名	下地 重信
取消し日	平成 2 2 年 6 月 8 日
取消し理由	会社清算の為

那覇市上下水道局告示第10号

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
7 6	サンシステム株式会社	那覇市首里石嶺町4丁目 1 0 9 番地 1 4	新垣 盛亀

那覇市上下水道局告示第11号

平成 2 2 年 7 月 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項および第17条第1項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号 第201号
 指定工事店名 那覇市管工事共同組合
 営業所所在地 那覇市西3丁目4番5号
 代表者名 中村 達
 指定の有効期間 平成18年4月1日
 平成23年3月31日
 異動年月日 平成22年6月24日
 異動事由 住所の変更

指定（登録）番号 第187号
 指定工事店名 サンシステム株式会社
 営業所所在地 那覇市首里石嶺町4丁目109番地14
 代表者名 新垣 盛亀
 取消し日 平成22年6月28日
 取消し理由 建設業の廃止の為

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第10号

平成 2 2 年 6 月 2 3 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- | | | |
|---|---------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4, 940人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 82, 329人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 41, 165人 |

那覇市選挙管理委員会告示第 1 2 号
平 成 2 2 年 6 月 2 4 日
掲 示 済

期日前投票所について

平成 2 2 年 7 月 1 1 日執行の第 2 2 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票の場所を次のとおり定める。

選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第 1 投票所	那覇市銘苅庁舎 I T 会議室（新都心 銘苅庁舎 2 階）	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号	平成 2 2 年 6 月 2 5 日 ～ 7 月 1 0 日 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 8 時
期日前 第 2 投票所	那覇市上下水道局 庁舎 1 階ロビー	那覇市 おもろまち 1 丁目 1 番 1 号	平成 2 2 年 6 月 2 5 日 ～ 7 月 1 0 日 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 8 時

那覇市選挙管理委員会告示第 1 3 号
平 成 2 2 年 6 月 2 4 日
掲 示 済

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 2 項の規定による読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項により、平成 2 2 年 7 月 1 1 日執行の第 2 2 回参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を次のとおり指定したので、同法施行令第 6 5 条の 1 3 第 3 項により告示する。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

期日前投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第 1 投票所	那覇市銘苅庁舎 I T 会議室（新都心銘 苅庁舎 2 階）	銘苅 2 丁目 3 番 1 号	平成 2 2 年 6 月 2 5 日 ～ 7 月 1 0 日 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 8 時

那覇市選挙管理委員会告示第14号
平成22年6月24日
掲 示 済

投票所について

平成22年7月11日執行の第22回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票所を次のとおり定める。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所	所 在 地
1	石嶺小学校	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	首里石嶺町2-74
3	城北小学校	首里石嶺町1-162
4	城北小学校	首里石嶺町1-162
5	大名児童館	首里大名町2-75
6	首里公民館	首里当蔵町2-8-2
7	城南小学校	首里崎山町4-35-2
8	城西小学校	首里真和志町1-5
9	首里高校	首里真和志町2-43
10	松島中学校	古島2-11-2
11	末吉老人福祉センター	首里末吉町2-14
12	真嘉比小学校	字真嘉比209
13	大道中央病院	安里1-1-37
14	沖縄工業高等高校	松川3-20-1
15	松川小学校	松川1-7-1
16	大道小学校	字大道146-1
17	石田中学校	繁多川5-17-1
18	識名小学校	識名2-2-1
19	上間小学校	長田1-13-65
20	仲井真小学校	字仲井真173
21	真地小学校	字真地313
22	寄宮中学校	長田1-13-65
23	真和志小学校	寄宮3-1-1
24	真和志支所	寄宮2-32-1

2 5	与儀小学校	与儀 1－1－1
2 6	古蔵中学校	古波蔵 4－8－1
2 7	古蔵中学校	古波蔵 4－8－1
2 8	安謝福祉総合施設内 安謝児童館	安謝 2－1 5－1
2 9	曙小学校	曙 2－1 8－1
3 0	泊小学校	泊 2－2 3－9
3 1	神原小学校	樋川 2－7－1
3 2	壺屋小学校	牧志 3－1 4－1 2
3 3	開南小学校	泉崎 1－1－6
3 4	神原中学校	樋川 2－8－1
3 5	城岳小学校	楚辺 2－1－1
3 6	壺川老人福祉センター	字壺川 2 8－2
3 7	久茂地小学校	久茂地 3－2 6－2 7
3 8	前島小学校	前島 1－7－1
3 9	那覇中学校	松山 2－2 4－1
4 0	若狭小学校	若狭 2－1 6－1
4 1	上山中学校	久米 1－3－1
4 2	上山中学校	久米 1－3－1
4 3	垣花小学校	山下町 1 7－1
4 4	小禄小学校	字小禄 1 1 5 0
4 5	小禄南小学校	小禄 4－1 4－1
4 6	鏡原中学校	鏡原町 3 6－1
4 7	小禄支所	字宇栄原 1 0 3 5
4 8	小禄中学校	宇栄原 2－2 3－1
4 9	小禄南公民館	高良 2－7－1
5 0	金城小学校	金城 4－3－1
5 1	新都心銘苅庁舎	銘苅 2－3－1
5 2	緑化センター	おもろまち 3－2－1

那覇市選挙管理委員会告示第 1 5 号

平 成 2 2 年 6 月 2 4 日

掲 示 済

指定在外選挙投票区の投票所について

平成 2 2 年 7 月 1 1 日執行の第 2 2 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 の規定により読み替えて適用する法第 4 4 条第 1 項の指定在外選挙投票区の投票所を次のとおり定める。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 亀 島 賢 優

投票区	投票所	所在地
第 5 1 投票区	那覇市銘苅庁舎 女性センター会議室	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第16号
平成22年6月24日
掲 示 済

投票管理者又はその職務代理者の氏名等について

平成22年7月11日執行の第22回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
1	石嶺小学校	高良 喜宏	安座間 勉
2	城東小学校	浜元 泰三	宮良 努
3	城北小学校	座嘉比 光雄	浦崎 修
4	城北小学校	赤嶺 譲	小嶺 幸広
5	大名児童館	宮城 哲哉	我謝 輝
6	首里公民館	山城 正伸	宮良 佳孝
7	城南小学校	下地 敏雄	徳永 周作
8	城西小学校	神谷 乗治	照屋 宏樹
9	首里高校	眞喜屋 勇	辺土名 朝次
10	松島中学校	澤岷 寛明	比嘉 和則
11	末吉老人福祉センター	片山 伸二	上原 昭則
12	真嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	真境名 元作
13	大道中央病院	前原 常雄	大城 仁志
14	沖縄工業高校	城間 聡	真栄城 敬一
15	松川小学校	大城 義智	久貝 斉
16	大道小学校	島袋 真左樹	當山 忠彦
17	石田中学校	山城 忠信	仲宗根 隆成
18	識名小学校	山城 正行	又吉 盛斗
19	上間小学校	瀬長 正勝	長濱 宗直
20	仲井真小学校	上原 俊	新崎 隆
21	真地小学校	金城 貞雄	東 政範
22	寄宮中学校	徳元 和政	高宮 修一
23	真和志小学校	玉寄 隆雄	宮里 仁

24	真和志支所	新里 真和	坂井 葵
25	与儀小学校	新里 亨	辺土名 努
26	古蔵中学校	新城 浩一	山城 いと子
27	古蔵中学校	比嘉 世顕	座安 司
28	安謝児童館	稲福 吉久	下地 広樹
29	曙小学校	田原 格	渡慶次 一司
30	泊小学校	根間 秀夫	島袋 昇
31	神原小学校	友利 達浩	仲尾次 弘
32	壺屋小学校	新里 博一	池原 哲之
33	開南小学校	本田 邦夫	新垣 明美
34	神原中学校	上江洲 寛	平良 俊弥
35	城岳小学校	渡慶次 力	宮里 優
36	壺川老人センター	与儀 実彦	古堅 博己
37	久茂地小学校	喜納 博明	上原 堅次郎
38	前島小学校	仲田 恵司	我那覇 昌次
39	那覇中学校	倉原 英弘	又吉 英一郎
40	若狭小学校	大城 伸雄	佐々木 一肇
41	上山中学校	石嶺 伝彦	宮城 洋之
42	上山中学校	崎枝 智	山田 裕之
43	垣花小学校	仲本 達彦	長瀬 達也
44	小禄小学校	上江洲 清尚	渡真利 治
45	小禄南小学校	栄野元 到	安里 成顕
46	鏡原中学校	具志堅 英治	上原 晃
47	小禄支所	大嶺 毅	赤嶺 文哉
48	小禄中学校	玉寄 博道	上原 学
49	小禄南公民館	長田 健二	親川 純也
50	金城小学校	平良 克己	戸張 洋史
51	銘苅庁舎	小嶺 理	宮城 直久
52	緑化センター	高江洲 広美	新川 琢也

那覇市選挙管理委員会告示第17号
平成22年6月24日
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成22年7月11日執行の第22回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 場 所 那覇市字識名1227番地
那覇市民体育館 メインアリーナ
2 日 時 平成22年7月11日（日） 午後9時10分

那覇市選挙管理委員会告示第18号
平成22年6月24日
掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成22年7月11日執行の第22回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

選挙区選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
亀島 賢優	那覇市泊3丁目 15番地6	座覇 政爲	那覇市松尾2丁目 21番22号

比例代表選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
大瀨 慶子	那覇市高良3丁目 12番10号	佐和田 隆	那覇市辻2丁目 5番16号

那覇市選挙管理委員会告示第19号
平成22年6月24日
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び
場所について

平成22年7月11日執行の第22回参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 日 時 平成22年6月24日（木） 午後 5 時
- 2 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第20号
平成22年6月24日
掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成22年7月11日執行の第22回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成22年7月8日（木）午後5時30分

那覇市選挙管理委員会告示第 2 1 号
平 成 2 2 年 6 月 2 4 日
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 2 2 年 7 月 1 1 日執行の第 2 2 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 亀 島 賢 優

期日前 投票所	投票管理者		期 間	同職務代理者		期 間
	氏名	住所		氏名	住所	
期日前 第 1 投票所	仲里 惇	那覇市首里 平良町1丁目 14 番地 1	平成 22 年 6 月 25 日 ～7 月 2 日	渡慶次 柴福	那覇市首里 赤平町2丁目 55 番地 1	平成 22 年 6 月 25 日 ～ 7 月 10 日
	山入端 登志夫	那覇市字 仲井真 98 番地 5	平成 22 年 7 月 3 日 ～7 月 10 日			
期日前 第 2 投票所	國吉 真春	那覇市字 識名 1253 番地 24	平成 22 年 6 月 26 日、 27 日、 7 月 3 日、 4 日、10 日	島袋 兼有	浦添市 大平 2 丁目 3 番 8	平成 22 年 6 月 25 日 ～ 7 月 10 日
	高江洲 義人	那覇市字 田原 201 番地 6	平成 22 年 6 月 25 日、 6 月 28 日 ～7 月 2 日、 7 月 5 日 ～7 月 9 日			